

地球温暖化対策推進本部幹事会の開催について

平成 29 年 1 月 10 日
地球温暖化対策推進本部決定
令和 3 年 9 月 3 日
一部改正
令和 5 年 6 月 30 日
一部改正
令和 6 年 12 月 27 日
一部改正
令和 7 年 9 月 19 日
一部改正

1. 地球温暖化対策推進本部における地球温暖化対策計画の案の作成及び実施の推進並びに長期的展望に立った地球温暖化対策の実施の推進に関する総合調整に資することを目的として、関係行政機関の連携を図るため、地球温暖化対策推進本部幹事会（以下「幹事会」という。）を開催する。
2. 幹事会の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房副長官補（内政担当）
内閣官房副長官補（外政担当）

構成員 内閣広報官
内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
環境省地球環境局長
経済産業省大臣官房脱炭素成長型経済構造移行推進審議官
資源エネルギー庁長官
内閣府大臣官房長
警察庁交通局長
金融庁総合政策局長
消費者庁次長
こども家庭庁長官官房長
デジタル庁総括審議官
復興庁統括官
総務省大臣官房長
法務省大臣官房長
外務省地球規模課題審議官
財務省大臣官房総括審議官

文部科学省大臣官房サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官

厚生労働省政策統括官

農林水産省大臣官房技術総括審議官

林野庁長官

国土交通省総合政策局長

防衛省地方協力局次長

3. 幹事会の庶務は、環境省及び経済産業省の協力を得て、内閣官房において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

附 則

幹事会の開催に伴い、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に基づく幹事がこれまで決定した事項等については、幹事会に引き継がれるものとする。